

○鳴沢村環境対策施設設置補助金交付要綱

平成19年4月1日

訓令第13号

改正 平成26年4月1日訓令第1号

鳴沢村環境対策施設設置補助金交付要綱（平成8年鳴沢村訓令第6号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、エネルギー資源の活用による資源の節約と、村民の自然エネルギー活用を積極的に支援することにより、ごみの減量化を併せて推進し、その思想の普及徹底を図るため、環境対策施設を設置した場合の補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱による環境対策施設とは、次の各号に定めるものをいう。

- （1） 太陽熱温水器（太陽光線の熱を利用して温水をつくり給湯を行う機器）
- （2） 住宅用太陽光発電システム（太陽光線によってつくられた電気を利用して、使用するシステムで10kw未満の未使用のもの）
- （3） 専用住宅 主に住宅の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- （4） 家庭用生ごみ処理機
- （5） 生ごみコンポスト（一般家庭の生ごみを処理するコンポスト）
- （6） コンポスト薬剤（コンポスト用悪臭防止及び腐敗促進剤）
- （7） EMボカシ1
- （8） EM1
- （9） EMクイーン
- （10） 糖蜜

（資格）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 同一世帯に村税等の滞納者がいない者
- (2) 太陽熱温水器、住宅用太陽光発電システム及び生ごみ処理機にあつては、村内に住所を有する者が自ら居住する専用住宅に設置するもの。ただし、既設の場合は既設部分も含め、発電システムが10kw未満であることとする。
- (3) 太陽熱温水器、住宅用太陽光発電システムに関する補助金の交付は、同一人（同一世帯）につき1回限りとする。
- (4) 生ごみコンポスト及びコンポスト薬剤、EMボカシ1、EM1、EMクイーン、糖蜜にあつては、村の区域内の自己所有地又は所有者の許可を受けた土地に設置し使用するもの
(補助金額)

第4条 補助金の額は次の各号に定めるところによる。

- (1) 太陽熱温水器 設置費用の2分の1とし、限度額を10万円とする
- (2) 住宅用太陽光発電システム 設置費用の2分の1とし、限度額を10万円とする
- (3) 生ごみ処理機 購入価格の2分の1とし、限度額を5万円とする
- (4) 生ごみコンポスト 購入価格の3分の2とする
- (5) コンポスト薬剤 購入価格の3分の2とする
- (6) EMボカシ1 購入価格の2分の1とする
- (7) EM1 購入価格の2分の1とする
- (8) EMクイーン 購入価格の2分の1とする
- (9) 糖蜜 購入価格の2分の1とする

(補助事業の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に工事等見積書及び設置する機種・メーカー等の分かるパンフレットを添えて村長に提出しなければならない。

2 生ごみコンポスト及びコンポスト薬剤の補助金については、購入の際購入先業者に申し出て補助金額を差し引いた額を購入先業者に支払い、購入先業者からの申請に基

づいて購入先業者に交付することができる。

(補助事業の変更(廃止)申請)

第6条 前条第1項の規定による補助金の交付申請の内容を変更、又は当該事業を廃止しようとするときには、変更(廃止)申請書(様式第2号)により提出しなければならない。

(補助事業の完了報告)

第7条 太陽熱温水器、住宅用太陽光発電システム、又は生ごみ処理機の補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、工事完了届(様式第3号)に次の書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 設置現況写真
- (2) 領収書の写
- (3) 村税納税証明書
- (4) 鳴沢村に住所を有する証明書(世帯全員分)
- (5) その他村長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第8条 村長は前条の規定により工事完了届があったときは、補助事業が適正に執行されているかを検査するものとする。

第9条 村長は前条の規定による検査の結果、補助事業が適正に執行されたと認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知する。

(取消し)

第10条 村長は、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

第11条 村長は補助事業を適正に執行するため、必要に応じ設置工事の状況を施行の現場において確認することができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第1号)

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

鳴沢村長 殿

申請者
住 所 鳴沢村
氏 名 印

環境対策施設設置費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり を設置したいので、鳴沢村環境対策施設設置費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を申請します。

記

メーカ一

機 種 (Kw)

事業費

設置場所 鳴沢村 番地 専用住宅

工事着工予定日 年 月 日

工事完成予定日 年 月 日

添付書類

- 1 工事等見積書
- 2 設置する機種・出力数・メーカー等のわかるパンフレット

(様式第2号)

年 月 日

鳴沢村長 殿

申請者
住 所 鳴沢村
氏 名 印

環境対策施設設置費補助金変更（廃止）申請書

このことについて、鳴沢村環境対策施設設置費補助金交付要綱に基づき補助金の変更（廃止）を申請します。

記

1 変更内容

変更前	変更後

2 変更・中止の理由（具体的に記入してください）

(様式第3号)

年 月 日

鳴沢村長 殿

申請者
住 所 鳴沢村
氏 名 印

環境対策施設設置費工事完了届

このことについて、 年 月 日に を設置したので、関係書類を添えて届けます。

記

設 置 場 所 鳴沢村

施 工 業 者

補助金振込先	銀行	支店	当座・普通	No.
	組合	支店	当座・普通	No.
	金庫	支店	当座・普通	No.
	鳴沢村 農協	本・支所	当座・普通	No.

フリガナ
口座名義人 印

- 添付書類 (1) 設置現況写真(メーカー名等わかるもの)
(2) 領収書の写 (工事完了に伴う支払領収書の写)
(3) 村税納税証明書
(4) 鳴沢村に住所を有する証明書 (世帯全員分)
(5) その他村長が必要とする書類

(様式第4号)

第 号
年 月 日

申請者 殿

鳴沢村長

環境対策施設設置費補助金交付決定通知書

このことについて、 年 月 日づけで申請された 設置費補助金
について、環境対策施設設置費補助金交付要綱により、次のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助金の額 金 _____ 円
- 2 交付年月日 年 月 日(予定)
- 3 補助金払込先
- 4 口座名義人